

厚生委員会会議録

平成18年9月26日(火)

(開 会) 10:09

(閉 会) 13:52

○ 委員長

ただ今から厚生委員会を開会いたします。はじめに、執行部より前回の委員会における発言を訂正したい旨の申し出がっておりますので、これをお受けします。

○ 健康増進課長

先の9月5日の厚生委員会での条例改正の審議を行っていただきました、その折の楡井議員の質問についての回答に誤りがありましたので、訂正させていただきます。

楡井議員より出産・育児一時金の今年度当初予算5,880万円の財源についての質問に対して、市単独と県補助2分の1ずつというふうに答えておりましたが、この部分を訂正させていただきます。正確には、国保会計の市単独負担分は3分の1でございます。残りの3分の2は繰出基準におきまして一般会計より国保会計へ繰り出されるものになっておりまして、その経費につきましては、普通交付税に算入されておるものでございます。以上、訂正させていただきます。

○ 委員長

ただいまの訂正の申し出につきましては、飯塚市議会会議規則第110条の規定に基づき、委員長において発言訂正を許可いたします。

では、「議案第104号 平成18年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

議案第104号 平成18年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、補足説明をいたします。

補正予算書の13ページをお願いいたします。第1条において、歳入歳出に7億5,216万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ138億2,936万2千円と定めるものでございます。

19ページをお願いします。事項別明細書にて説明いたします。

まず、今回の補正は、国民健康保険法の改正によりまして、本年10月1日から保険財政共同安定化事業が施行されます。これは、県内の各市町村国保財政の安定化と保険料の平準化を図るもので、県単位で国保連合会が事業主体となって、各保険者からの拠出金を財源としてプールをいたしまして、レセプト1件当たりの医療費が30万円を超えるものに対して、財政安定化のための交付金を交付する互助事業でございます。

歳入には、実際に発生した医療費に応じて国保連合会より交付される交付金、歳出には、医療費の実績と被保険者数に基づいて算出される拠出金をそれぞれ新規に計上いたしております。

まず、歳出予算について説明をいたします。19ページでございます。

5款、1項 共同事業拠出金、4目 保険財政共同安定化事業拠出金、19節 負担金補助及び交付金で、保険財政共同安定化事業拠出金として、国保連合会に拠出する7億5,077万7千円、同じく、5目 事務費拠出金を16万4千円、新規に計上いたしております。

6款、1項 保健事業費、1目 健康管理推進事業費において主に人件費ですが、122万1千円を計上いたしております。これは平成20年度、県が医療費適正化計画を策定するために必要なデータとして、各自治体ごとのレセプトによる医療費の分析を行うための事業でございます。なおこの事業は、10分の10の補助事業でございます。

次に歳入でございます。18ページの方でございます。

3款の国庫支出金は、収支調整のため、689万6千円減額いたしております。

5款 県支出金、2項・1目・2節の財政健全化交付金122万1千円は、歳出の6款に係る補助金でございます。

6款共同事業交付金、1項・2目・1節の保険財政共同安定化事業交付金は、歳出の5款に係るもので、ほぼ同額が国保連合会より交付金として交付されるものでございます。

10款では、臨時職員に係る諸収入を計上いたしております。以上で補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 高取委員

私は、共同事業交付金、補助額7億5783万円7千円についてお尋ねをいたします。私は、共同事業交付金は、今説明がありました国保連合会で設立された高額医療に対しての交付金であると理解しておりましたが、今の説明を聞いておきますと、新たに何か設けられたということですから、ああ、2つの方法が新たに設けられたんだと、こういうふうに思っております。これはね、高額医療費とは全く関係ないものと思いますが、その点と、もう少し詳しい点があれば、ちょっと私は説明をしていただきたいと、こう思います。

○ 健康増進課長

先ほど申しましたように、現在まで行っておりました高額医療共同事業とは別のものがございます。今回は先ほど申しました、30万円以上の医療費につきまして、30万円から80万円以上が高額医療対象となりますので、その間に関わります医療費を、各市町村の財政の安定化といったことで、いわゆる再保険といったような形におきまして実施するものでございます。基本的には高額医療共同事業と同じように捉えていただいて結構というふうに思っております。

○ 高取委員

これはね、交付金としては新たに設けられたものですか。今年度から求められたんですか、どうなんですか。

○ 健康増進課長

そのとおりでございます。今年10月1日から施行されるものでございます。

○ 高取委員

次に、県の補助金、補正額122万1千円についてお尋ねいたします。15ページの保険事業費とはどんなものか。今、説明がありましたが、19ページの項の保険事業費の説明欄から考えますと、もうほとんどが職員手当と賃金と思われそうですが、そういうこと等、ちょっと内容をね、もう少し。

○ 健康増進課長

今回の事業は、まず単年度の事業でございます。で、補助率が10分の10の補助事業でございます。中身につきましては、平成20年度から福岡県が医療費適正化計画といったものを作成いたします、これの事前調査事業ということで、生活習慣病の患者、またその予備軍、そういった方々を減少させるために、この計画等を立てるわけでございますけれども、現在行っております事務につきましては、個人のレセプトより病気の種類とか受診の状況といったものを把握いたしまして、初診から再診といったその経過、また医療費、そういったものを調査いたしまして、その経過によりまして傷病の進行状況、そういったものをトータル的にデータとして集約して把握し、このことを受けまして、次の医療費適正化の計画の資料とするといったようなものでございます。

○ 高取委員

再度念を押しておきますが、これは単年度だけですね、今年度だけ。単年度だけでしょ。

○ 健康増進課長

そのとおりでございます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第104号 平成18年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 全員一致)

全員一致。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第107号 飯塚市忠隈住民センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 穂波支所保健福祉課長

議案第107号の補足説明を行います。議案書の12ページをお願いいたします。条例の新旧対照表で説明いたします。左に今回条例提案しております新しい条例です。右には現条例を載せております。

第1条、第2条の2項までは指定管理者制度を導入するということを謳っております。第2条の2項につきましては指定管理者が管理を行う業務を掲げております。

第3条、休館日につきましては、「市長が」というところを「指定管理者」ということに改めております。第2項につきましては新たに設けました条例でございまして、指定管理者は施設の見易い場所に変更した休館日または臨時の休館日を掲示しなければならないということにしております。

第4条の利用時間から第9条の利用許可の取り消しのところは、旧、右の方では「市長」という部分、または「市」という部分を全て「指定管理者は」というふうに改めております。

次に、第10条でございしますが、これは現在は使用料という文になっておりますが、これを利用料金というふうに謳っております。また4項には利用料金は指定管理者の収入とするものというふうに謳っております。第11条の利用料金の減免等につきましては、同じく「市長は」というところを「指定管理者」というふうに謳っております。

第12条の利用料金の不還付ということは、右側の旧の方では使用料となっているところを利用料金というふうに謳っております。

次のページをお願いいたします。別表でございします。別表には第10条関係で「使用料」の部分を「利用料金」というふうに変えております。2の入浴料金につきましては、これも利用料金というふうに謳っております。最後に附則を上げております。以上でございします。簡単でございしますが、説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 高取委員

今、説明がありました。これは議案第108号にも関連すると思っておりますが、提案理由からしますとね、両センターとも「管理については指定管理者に行わせるため」となっておりますが、これは本市の行財政改革によるもの、また民間活用の点から考えられたことだろうと思っておりますが、ということですね、その利点。これは行財政ともわかっておりますが、その利点と行政の留意事項ですね。指定管理者に任せられたとき、行政としては考えておかななくちゃいかんぞ、という留意点があると思っております。それを説明していただきたいと思っております。

○ 穂波支所保健福祉課長

ただ今、委員が言われましたとおり、指定管理者制度につきましては行財政改革の大綱の中に謳われております。それをもとにして、この改正条例案を提出したものでございします。

あと、指定管理者制度への移行についての留意点ということでございますが、問題点としてはいろいろあるかと思いますが、私も、この指定管理者制度に移行するにあたりましては、公募いたします。その中で仕様書というのを作りますので、その中にいろいろと管理に関する規則とか、そういうのを謳いますので、指定管理者がその中でそのとおりの管理運営をできるということを私どもが留意しながら運営をさせればいかと思っております。

○ 高取委員

次の質問に移りますが、民間活力の導入という点から考えますとね、私はやっぱり地場産業はどう扱われるのか、私はちょっとお聞きしたいと思います。で、指定管理者制度というのは、今説明がありましたようにね、公募が原則でございますから一概に言えないけれどもね、地場産業の育成、民間活用、この地元の活性化のためにはね、どういうふうに考えてあるのか。その点をお尋ねいたします。

○ 穂波支所保健福祉課長

先ほども申しました仕様書ということの中に、プロポーザル方式で公募された方から聞き取り調査をいたします。その時点におきまして、選定委員会というのを立ち上げておりますので、その委員会の中で点数評価ということになります。地場産業に貢献度、それからどういうふうに地場の企業と対応するのかというのは評価基準に入っておりますので、その点は加味したいと思っております。

○ 楡井委員

高取委員も言われたように、議案第107号・108号、関連してありますので、関連的な質問にもなると思います。ただ、清潔で透明、公平という行政の執行で地方自治の本旨を全うすると。そのために、この公の施設を利用する住民、また利用者、この利益を守るという立場から、ちょっと数はかなりありますけど、両方またがるという関係もありますので、お許し願いたいというふうに思います。

一つは、今言われた指定管理者制度そのものについての質問です。この指定管理者制度そのものについて、これを運用するときに、総務省の指示として、指定管理者制度と地方独立行政法人を比較検討して、どちらが適切か、そういう判断をして決めなさいよと、こういうふうに言っていると思います。この指定管理者制度、今回導入しようとしている制度と、それから地方独立行政法人、これとの比較検討をされた上で今回の提案になっているのかどうか、これをまず聞きたいと思っております。

○ 穂波支所保健福祉課長

地方独立行政法人に対しての比較検討ということは、行っておりません。先ほど申しましたように、市の行財政改革大綱の指針が出ておりますので、それをもとにして今回の条例改正案を出したわけでございます。

○ 楡井委員

そういう意味では、総務省の指示を無視したと、こういうことになるわけですね。それで、今日幸い企画調整部長も出席されておりますので、このことについてお聞きいたしますけれども、そういう討議は、今は支所の方の答弁ですから範囲が小そうございますので、この地方独立行政法人との関連については、ご検討されていないんですかね。

○ 企画調整部長

今、委員ご指摘のように、そのあたりは検討いたしておりません。しかしながら、飯塚市の行財政ということを鑑みたくて、公の施設については、出来るものについては年度ごとに指定管理者制度に移行するというような立場のもとで、今回このような議案をご提案させていただいている次第でございます。

○ 楡井委員

そういう意味では、国の指示に従ってないというようなことが明らかになったわけですが、

それでは、なぜそのことを検討しなかったのか。この点についてはいかがでしょうか。

○ 企画調整部長

先ほどもご答弁しましたように、総務省の方が公の施設については指定管理者制度ということを導入した中で、経費の節減と併せまして市民サービスの向上という部分がございますので、その点を十分に検討した中で、指定管理者制度ということでの移行ということ、考えております。

○ 楡井委員

総務省の指示はですね、地方独立行政法人の方がいいのか、指定管理者制度の方がいいのか比較検討して決めなさいと、こうなってるんですね。それを怠ってるということが今のことで明らかになりましたけれども、なぜ、しなかったのだろうか、というふうに思うんですよ。この対象事業の中にも、今回の二つの施設は含まれるというふうに思います。私が思いますにですね、この地方独立行政法人というやつは、この団体は設立団体の長、つまり市長が議会の議決を得て定める、中期目標についてはですね。そういうふうな規定があるんですね。さらには評価委員というのがありまして、その評価委員がこの中期目標を点検して、これを市長に通知をして、そして公表する義務があります。それから事業報告書、評価結果、これを議会に報告すると、こうなってます。これが地方独立行政法人の一つの特徴なんですね。指定管理者制度はそういう状況になってるのかどうか、これについてお聞きします。

○ 穂波支所保健福祉課長

今の件でございます。地方独立行政法人はそういうことがございますが、この指定管理者制度になりますと業務が完了しましたところ、業務完了報告を出します。その中で私ども契約するときには協定書というのを結びますので、その中にいろいろと運営のし方とか、こういうふうにサービスをなささいというのが細々と協定書の中に謳います。そういう業務報告書ができましたときには私ども行政と、そういうことで選定委員会とかありますので、その結果を、内容を見ましているんな方面に協定書どおり、うちの方のサービスどおりにやっておるかということは確認ができようかと思えます。

○ 楡井委員

そういう事業の内容の確認は確かにできるでしょう。しかし、皆さん方はできます、市長以下。ところが我々はそれができないんですよ。議会に報告する義務がありませんのでね。そこが地方独立行政法人との大きな違いなんですね。ですから、曲がって考えればこの指定管理者制度にお願いした組織経営、運営、このことについて議会のチェックを入れさせめえと、悪く考えればね。そういうことで指定管理者制度を採用したんじゃないか。まして先ほどから答弁があつてますように、比較検討もされないままということになってますので、そういうふうに思いますね。それからこのもう1つ総務省の話しますと、総務省の自治行政局長という人から通知が出ています。この全文じゃないんですけども、施設の管理運営状況全般について点検して、本制度を点検するよというふうに指示が出ています。そこで忠隈住民センター、これ同じこと聞かないといけないのでなかなか大変だと思うんですけども、できるなら一緒に報告していただければと思いますけれども、福祉総合センター、それぞれの供用開始以降のどういう総括をされてきたのか、本制度導入に至った経緯、こういうのをあらまし説明していただきたいと思えます。

○ 穂波支所保健福祉課長

忠隈住民センターについてお答えいたします。忠隈住民センターは旧穂波町の忠隈地区に平成元年の4月1日に開設をしております。その中で議員ご存知かと思えますが、旧忠隈炭鉱がありまして、今現在建っております、これ浴場を含めました会議室等がありますが、共同浴場がありました。その分が撤退に伴いましてなくなりましたので、あの地区には炭住といえますか、古い建物がありまして、自宅に風呂がないという方がかなりおられましたので、そういう

点を考慮して忠隈住民センターが建設された経緯があります。その中で利用状況をずっと見て見ますと、ここ3年間ほどですが、毎年2000人程度の利用量が減ってきております。ちなみに利用人数としましては、16年度が2万2000人ありましたが、17年度の方では2万人ほどしかありません。また先ほど申しました自宅での風呂を持ってあるかということをお私ども調査いたしました結果、当初の時点におきましてはおそらくほとんどの方の自宅には風呂がなかったと思いますが、現在は6割以上の方が風呂を持ってあるという調査結果が出ております。そういうことも加味しながら、これを指定管理者制度への移行をしても、今のサービス以上のものはできるのではなかろうかという検討をいたしております。

○ 楡井委員

それでは今回の提案の中には、料金、スタート時は今の料金と同じような状況があります。同じような状況でスタートするようになります。現在のこの利用料といたしますか、これは今後何年ぐらい続く予定なんでしょうか。

○ 穂波支所保健福祉課長

協定書の中で契約といたしましては、おおむね5年間という契約しなさいという指針がありますので、最低5年間は、とは思っております。

○ 楡井委員

条文をずっと読みますと、利用許可の応否、その人が使っていいかどうか、これは風呂場だけじゃなくて、会議室もありますからね。そういう施設を使うことについての許諾といたしますか、それ。それから利用料金の設定、施設の管理運営、これらの裁量権が指定管理者にあるというのが出てきています。そうするとこの5年間が過ぎた場合、利用料の引き上げというような心配があると思うんですが、そういう心配はしなくていい、またそうなると公平平等に利用できない状況も生まれてくるんじゃないか、そういう危険性、心配、これはありませんでしょうかね。

○ 穂波支所保健福祉課長

利用料金につきましては、5年間はおおむねこの現状でいくと思っております。先ほど5年過ぎたらどうなるかということでございますが、私どもそこまで考えておりませんので答えようがありません。また先ほど言いましたように利用のし具合が悪いのではなかろうかということでございますが、先ほども申しましたように、これは公募でいたします。そして各会社、民間企業からたぶんこういう企画で運営をしたいということがかなり出てきます。それをもちまして選定委員会の中で細部まで煮詰めます。また協定書の中では、市がこういうサービスを行いなさいよと、こういうことはだめですよというのは、細部にわたりまして協定書の中で謳いますので、もしそういう住民サービスが低下するような部分があれば私ども選定委員会、行政の方からそれはだめですよと、協定書どおりにやりなさいということでございますので、サービスが悪くなろうと、利用のし方が悪くなろうとは私どもは考えておりません。

○ 楡井委員

それではついでにお聞きします。忠隈住民センターの17年度の決算といたしますか、収支、これはどうなってますか。

○ 穂波支所保健福祉課長

決算まだ認定受けてございませんが、金額としては出ております。総歳出といたしまして、1,309万円です。それに利用料といたしますか使用料、歳入の方でございますが、195万9,000円ということでございます。

○ 楡井委員

1,309万円の必要経費、そして収入が196万円ということになりますね。この1,100万円あまりの費用はどうしてるんですか、今。

○ 穂波支所保健福祉課長

今説明いたしましたように、大雑把で言いますと1,300万円から200万円ほど引きますので、1,100万円ほど一般財源、一般支出ということになります。

○ 楡井委員

そうするとこの1,100万円、これが年々大きくなる可能性があるわけですね。利用者が減ってる状況もありますから。毎年2千人減ってるというふうに言われましたんで。そうするとこの1,100万円というのが1,200万円なり1,300万円になるという可能性もある。それを防ごうということで指定管理者にお願いするということだと思っただけですね、行政の、市の方からの支出を少なくするという。この点について1,100万円というのは5年間料金変わらないということになれば1,200万円、1,300万円、1,400万円というのが5年間はそのまま続くと。市の持ち出しが続くということになるんじゃないでしょうか。どうでしょう。

○ 穂波支所保健福祉課長

現実に入場者そのままずっと減っていけばそういうことになりませんが、ただここにおきまして、直営でございますので、民間にやるよりも経費を削減できる部分があります。その削減部分を見ますと全てがトータル的に増えるということではございません。また民間のノウハウを入れまして、この利用が増えるようにしていきたいと思っておりますので、全てがどんどんどんどん一般持ち出しが増えるということは私どもは考えておりません。

○ 楡井委員

なかなか苦しい答弁ですね。これ毎年2千人減ってきてるんですよ。企業努力のような形で入場者を増やすというようなことも言われてる、考えられておるようですけども、そういう見通しがあの地域であるのかどうか、これはもう1つの108号の方なら可能性としては考えられんことはないと思うんですがね。それで、毎年この入場者がプラスマイナスとして経費はどのくらいの節減というのが求められるかどうか考えておられますか。

○ 穂波支所保健福祉課長

削減といいますけど、17年度決算から言いますと、今回私どもが今忠隈住民センターで計算しておりますのは、1,300万円ほどの今年契約かかっております、17年度で。それを今試算してますところ、1,200万円ほどの経費でできるのではなかろうかと考えております。

○ 楡井委員

そうすると1,200万円ということになれば、現在からすれば100万円程度の削減ということしか計算できない状況にあると思います。そうなってくると、やはり先ほど指摘したような心配が生まれてくるというふう思うんです。この指定管理者制度というのは、施設の運営について、先ほどいろいろ議会の報告がないとかいうようなこと指摘しましたけれども、利用者や住民の方たちがその運営にタッチすることはできませんね。さらには、住民監査請求などの住民のチェックと改善への公的保障がないと思いますけどもいかがですか。

○ 穂波支所保健福祉課長

ご指摘の点はそうでございますが、私どもには先ほど申しました事業完了報告というのが出ます。それを私ども選定委員会の中で協議して正当に私どもと協定書を結んだどおりやっておるんかということを精密に検査します。その上で決算の方にもなりますので決算報告として報告して監査委員の方にも行きますのでそこら辺でも不備な点があれば指摘は受けて改善されると私どもは思っております。

○ 楡井委員

私が今質問したのは、利用者や住民の方たちが直接そういうチェックができなくなるんじゃないかということ、そのことについては前半で認められましたのでそれで結構です。それらの施設に集まってくる個人情報や、指定管理者が得ることになると思うんです、個人情報を。そ

の保護、これはどうなるのか。流出の防止、これはどういうような縛りがあるのか、こういう心配もありますし、流出した場合の責任がどうなるのかということに、そういう心配があるわけですが、忠隈住民センターではこういう個人情報がどんどん集まってくるというようなことはないとは思いますが、指定管理者制度一般論としてこういう個人情報の管理、流出責任、こういうことについてちょっとお聞きしたいと思います。

○ 穂波支所保健福祉課長

個人情報が出たときにはどうするかということでございますが、個人情報につきましては先ほど申しました協定書を結びますので、その中に明確にマニュアルを作成して個人情報保護を守るように義務をつけております。また万一漏れたということになりますと、私どもで原因を追究するとともに選定委員会におきまして指定の取り消しや管理業務の改善等を行うということになっております。

○ 楡井委員

そういうような問題が起きたときにも議会としてはタッチできないということになると思いますがそういう理解でいいでしょうか。

○ 穂波支所保健福祉課長

全然できないというのは、議会の本会議の中でとか意見は言えると思いますが、それに対して決定権というのはなかろうかと思えます。

○ 楡井委員

今関連もありますけれども、先ほどから言われております選定委員会なるものが設置されるということになるでしょうし、それから業務報告の提出が義務付けられておりますけれども、ここにも議会への報告、それも義務はありませんし、当然議会からのチェックも受けないということになりますけど、そういう理解でいいですか。

○ 穂波支所保健福祉課長

おっしゃればそのとおりでございますが、先ほど私申しましたようにそういうチェック体制というのは私ども行政と選定委員会というのがありますので、その中でしっかりやって行きたいと思っております。また先ほど申しましたように、これの義務がないからといって全然委員の皆様方がタッチできないというふうではございません。先ほど申しましたように、質疑等は受け答えができますので、その点で私はご了承願いたいと思います。

○ 楡井委員

今議会にいかにも提案されて我々の質問が受けられるというようなニュアンスのことを言われましたけど、この指定管理者制度はそういうものじゃないですよ。議会に報告する義務は何もないんですから。そして選定委員会だとか行政の側のチェックが入るからというふうに、それは確かにそうでしょう。しかし私が言ってるのは議会の方からのチェックが入らなんでしょうがという、その1点をいってるわけですね。それが一番初めの今の答弁の冒頭でそのとき言われたわけですね。

じゃ次の問題ですけど、この制度には市長や議員の親族の兼業禁止の規定がないでしょ。ありませんね。ちょっと声を出して言ってください。

○ 穂波支所保健福祉課長

そのとおりです。

○ 楡井委員

そうなってくると、次のような心配が出てきます。施設を設置した者、いわゆる市長ですね、一般的に言えば首長ということになると思いますが、それから議員とかその親族とかそれらの人たちが経営する事業者が指定されるということもありうると思えますね。したがって、適正で公平な運営、的確なチェックということができなくなる可能性も含んでいるというふうに思います。そこで総務省が言ってる法的義務はないものの、複数業者による競争で業者選定をす

るようという指示があります。今回これはどうなっておりますか。どのような予定にするつもりでしょうか。

○ 穂波支所保健福祉課長

兼業業務のことですが、今度応募、競争のことはどういうことなのかということですが、まず公募の方ですが、これはあくまでもこの議案を議決してもらわなければいけないんですが、それ以降につきましては公募を開始いたしまして民間とどういふふうにどのくらいの公募があるかわかりませんが、全ての、NPOを含めまして、民間企業も含めたところで公募があつて、その中から選定委員会で選定するということになります。また市長や議員が親族など経営する方出てくることがあるのではなかろうかということですが、そういう可能性もあるかと思ひます。それに対しては、先ほどチェックと言われましたが、先ほどの私の答弁で言いましたようにこの事業管理報告書等がでますので、その中で十分検討、検査をしていきたいと思ひております。

○ 楡井委員

それではちょっと施設のことについてお聞きしたいんです。先ほど利用者の増減とか費用のことは若干お聞きしました。ここはそういうことで理解できます。了解できます。ただし市の負担軽減、これが約1, 100万円くらいか1, 000万円前後というような負担で、大体100万円くらいの経費の削減ということになります。そうすると、経費と収入の差額、これは当然飯塚市の方から継続的に支出すると、渡すということになると思ひますけれどもそういうことでいいんですかね。

○ 穂波支所保健福祉課長

協定書を結ぶときに委託金ということでその金額等出します。そういうことですが。

○ 楡井委員

そうすると5年間は今のままというようなことになりますけれども、これ先ほどとダブリますが、利用者増というのが大幅に見込めない状況の中では、将来6年目、7年目、8年目となるにしたがつて利用者、住民の負担ということになる心配は避けられないというふうに思ひますね。

次に台風だとか災害のときに、この場所、これは福祉センターの方もそうですが、両方とも住民の避難場所という形で指定されてると思ひます。それが今後どういふふうなことになるのか、継続的に避難場所として使えるのかどうかお聞きします。

○ 穂波支所保健福祉課長

今の質問の件ですが、現在そのとおりで、福祉総合センター、また忠隈住民センターも市の避難場所となっております。これも私どもの協定書の中で随時今のまま現状のとおり避難場所という使用は可能と思ひております。

○ 楡井委員

今、住民センターのほうはお年寄りの格好の、また、身近な交流の場という形で利用されている、というふうに思ひます。それを失うことはない状況がありますので安心はいたしましたけれども、しかし利用料などの心配から、引きこもりというようなことにもなっていくという心配もありますので、重々そういうことのないように一つお願いしたいというふうに思ひます。今回、次の問題としては穂波の2つの施設が対象となっておりますが、議案の上程になりました。それで、本議案のような指定管理者制度を導入する対象となる施設というのがまだいくつもあるのではないかとこのふうにするんですね。それで、指定管理者制度が該当しない施設も当然あるというふうに思ひます。また、市としてこれは指定管理者制度には移行させられないというような施設もあるというふうに思ひますので、そういう施設の資料を一覧表的なものがあれば、提出いただきたいというふうに思ひますがいかがでしょう。

○ 委員長

ただいま委員から資料要求の提出が出てますけど、執行部のほうでそれはお受けできるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

具体的には指定管理者制度に移行する予定の施設とそうしない予定の施設の一覧表ということでいいんですよね。

○ 楡井委員

該当しないとかあるんじゃないかと。移行しない、または該当しない。

○ 委員長

させたくない、というのも含めてですね。

○ 楡井委員

そうです。

○ 委員長

もちろん今すぐではないんですけども。公開することにはやぶさかではないと思うんですけども。

○ 企画調整部長

今、ご指摘の分でございます。今、行財政改革中で指定管理者制度に移行する公の施設とそれから今言われますように移行できない公の施設ございます。今指定管理者に移行できる公の施設につきまして行革のほうで今詰めていますので、すぐに資料ということになりましたらちょっとまだ出せる状況ではございませんので、その点ご理解のほど、出せる段階になりましたらお出ししたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 楡井委員

出せる段階とかというのが日にち的にですね。もう全部今回のような議案として上程されるような状況になったときにいただいても資料としては意味がないんですよね。事前に我々も知って、それがどういう施設であるのか、移行した方がいいのか、移行しない方がいいのか、他の施設がいいのかということをも自分たちも検討したいと思うんですよね。そういう意味で今言った项目的に調べていただいて、ぜひ提出していただきたいというふうに思いますのでよろしくお取り計らいください。お願いします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:58

再開 11:05

委員会を再開いたします。

ただいま楡井委員の要求に対しまして執行部から提案があるそうですので、それをお聞きしたいと思います。

○ 企画調整部長

先ほどご答弁しましたように、現在行革のほうで指定管理者へ移行できる公の施設と移行できない公の施設とこの分については今仕分けといいますか、検討いたしておりますのでこれが出せるような状態になりましたら議会の方にこの資料を提出させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 楡井委員

この項の最後にさせていただきたいと思いますが、先ほど一番始めに言いました地方独立行政法人の問題についていえば財源措置のところについてもこういう文章があるわけです。「法人が料金を徴収する場合、その上限について設立団体の長が議会の議決を得て行う認可が必要」と。さらに「重要な財産の処分等には設立団体の長が議会の議決を得て行う認可が必要」という文章もあるわけですね。ですから料金についても財産の処分ということが将来出てくることにもなると思いますけども、そうなった場合の議会のほうのチェックが入るかはわからない

かというのが大きな内容になっているというふうに思うんです。そこで、この独立行政法人がいいのか、指定管理者制度がいいのかということについて討議をしたかと一番初めに聞きましたが、それはしていないというふうに言われました。大体こういう総務省の指示があっているということをご存じないことはないと思いますけれども、念のためにお聞きします。企画調整部長と市長さんにもぜひその点についてのご答弁をお願いしたい。

○ 企画調整部長

総務省が示しましたそういう資料については私の方も知っております。勉強しております。しかしながら先ほど申し上げましたように、公の施設についての本市の経費の節減と市民サービスの向上ということでの大きな柱の中で今回指定管理者制度ということを導入させていただいております。しかしながら今委員さんご指摘のように地方独立行政法人、これにつきましても今後十分に検討していった中で、このやり方がいいのかそれとも指定管理者制度がいいのかという分については今後検討課題とさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○ 市長

地方独立行政法人と指定管理者というのは私は指定管理者は知っていましたが、地方独立行政法人は存じてません。今、私も後ろで話しながらどちらがどうかということに対してはつきり楡井委員のほうは認めてあるんだから、それを明確にしなきゃならないというような話をしていたんですけれども。今その答えを部長が話したと思えますけれども、しっかり中を見ていながら、今後のこういう問題の時にはどちらをとるかというようなことも考えていかないと考えております。よろしく願いいたします。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

質疑が終わったばかりなのでまとまった反対討論はできませんので本会議でまた申し上げさせていただきたいというふうに思いますけれども、今討論の中で明らかになりましたように、指定管理者制度についてのいろんな不備が出てきていると思います。したがって、この議案107号については、私は反対させていただきます。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

(な し)

○ 委員長

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第107号 飯塚市忠隈住民センター条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第108号 飯塚市穂波福祉総合センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 穂波福祉総合センター長

議案108号 飯塚市穂波福祉総合センター条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。議案書の15ページをお願いいたします。

15ページの方は議案ですから、新旧対照表によりましてご説明いたします。18ページをお願いいたします。

第3条につきまして、第1項で穂波福祉総合センターの管理を指定管理者に行わせること、第2項で指定管理者の行う業務の範囲を穂波福祉総合センターの利用に関すること、穂波福祉総合センターの施設の維持管理に関すること、その他市長が必要と認めること、と定めようとするものです。

第4条と第5条、休館日と利用時間につきまして、あらかじめ市長の承認を得て、休館日、利用時間の変更をすることができるものです。第2項で休館日、利用時間の変更を施設の見やすい場所に掲示をしなければならないと定めようとするものです。

続いて19ページをお願いいたします。第11条につきましては、第1項において、利用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならないこと。第2項において、利用料金は別表に定める額の範囲において市長の承認を得て定めること。また第4項において利用料金は指定管理者の収入として収受するよう定めるものです。

なお、新旧対照表の条文中、「市長」とあるものを「指定管理者」に、「使用料」とあるものを「利用料金」に改めるものです。以上簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

先ほどの件とダブる点は省きますので、たぶんここも独立行政法人には検討してないというふうに思いますので、その点だけ先に答弁してもらっていいですか。

○ 穂波福祉総合センター長

私の方も検討はしておりません。

○ 楡井委員

先ほど大まかな住民センターの方の収支状況、利用状況をお聞きしましたので、こちらも収支の状況がどういう状況になっているのか、その説明をしてください。

○ 穂波福祉総合センター長

17年度の決算見込額で報告させていただきます。歳入としては福祉センターの方の使用料、そのほか電気料とか諸収入を合わせまして、1,528万2千円。歳出の方といたしましては職員の給料、それから委託料、使用料および賃借料を含みまして歳出合計の8,844万4千円となっております。

利用状況についてご説明いたします。17年度福祉センターの方の総合の全体の利用者は12万6,219名です。うちの方は浴室、トレーニングルーム、研修室等を整備しておりますので、浴室の利用者数が7万4,347名、トレーニングルームの利用者が2万6,648名、その他会議室等を利用された方が2万5,224名となっております。

○ 楡井委員

利用者の、去年の6月でしたかね、始まったのが。そういう意味では統計のとりようが難しいと思いますけれども、利用者の増加傾向にあるのか、減退傾向にあるのかその点だけでも教えてください。

○ 穂波福祉総合センター長

うちの施設は平成16年6月に開館しております。昨年は10ヵ月の利用状況となります。昨年は8万3,403名の方に利用いただいております。これは1日平均して328名になります。17年度につきまして1日平均すれば410名ほどの利用者となっておりますので、増加はしております。

○ 楡井委員

収入と支出の関係でいえば1,530万円、支出のほうが8,845万円くらいだったじゃないかと思いますが、そうすると7,315万円くらいの赤字ということになりますね。今お聞きしますと、住民センターの方と違って増加傾向にはあるということですから、この差が

年々縮まる可能性としては含んでいると思うんですね。それで、7, 315万円は現在のところは持ち出しで、ここも5年間の現在の状況を据え置くということになるんですかね。

○ 穂波福祉総合センター長

住民センターと同じく5年間をお願いしています。

○ 楡井委員

それでは先ほどいいましたように約7千万円、これだけの年々の市の負担ということが続くということになるということを確認しておきます。

○ 栗木委員

質問というよりも要望的になるかとも思いますが、忠限と合わせまして先ほど一般補正予算の中でも生活習慣病減ということが出ておりましたが、高齢者の医療費また、介護費の増大を考えますとやはり早急に必要なのは介護予防対策ではないかと思っております。そういう中でこのようなお話いただきました2つの施設、これらをどう充実させるかが今後の課題だと思います。そういう中で今回指定管理者制度というのが導入されるということ、これを一つのチャンスとして捉えて介護予防にかかわる施設の充実だとか工夫、いろんな面での対策をぜひお願いしたいと思います。そういう中で今後考えられております充実した施設の内容だとか活動内容等、工夫がありましたら計画も合わせまして、ありましたらお聞かせいただけたらと思っております。

○ 穂波福祉総合センター長

指定管理者の公募に対しては事業計画ということで事業者の方がどういう事業をしたい、ということでプレゼンテーション公募型になっておりますので、いろいろな事業の提案が出ると思います。そういう提案を見極めたくて検討させていただきたいと思っております。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

議案第107号と同じような内容の議案でございますので、さきほど質疑で若干数字上の問題をお聞きしました。このことを加味して本会議のときの反対討論をやりたいというふうに思っておりますので、この場では討論を差し控えさせていただきますけれども、態度としてはこの議案について反対の態度を表明したいと思います。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第108号 飯塚市穂波福祉総合センター条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○ 委員長

「議案第113号 飯塚市の一部区域の介護保険に関する事務の委託の廃止について」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 介護保険課長

議案書の39ページをお願いいたします。議案第113号 飯塚市の一部区域の介護保険に関する事務の委託の廃止についての補足説明をいたします。

本年3月26日の合併に伴い、福岡県介護保険広域連合より脱退いたしました旧穂波町、旧筑

穂町、旧庄内町および旧穎田町の合併後、合併年度末まで介護保険に係わる保険料の賦課・徴収、保険給付等の事務について、同広域連合と「飯塚市・福岡県介護保険広域連合介護保険に関する事務の事務委託に関する規約」を制定し、事務委託に関する協定を締結しておりましたが、事務委託が完了し、事務費等の精算が終了する平成18年10月31日をもって同規約を廃止する規約を制定し、介護保険事務委託に関する協定を廃止するものです。以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第113号 飯塚市の一部区域の介護保険に関する事務の委託の廃止について」は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、「認定第11号 平成17年度穎田町立穎田病院事業会計決算の認定について」および「認定第12号 平成17年度飯塚市立穎田病院事業会計決算の認定について」、以上2件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 病院局事務長補佐

認定第11号 平成17年度穎田町立穎田病院事業会計決算の認定について、および認定第12号 平成17年度飯塚市立穎田病院事業会計決算の認定について補足説明をさせていただきます。

決算書の平成17年度穎田町立穎田病院事業会計決算書の方からご説明させていただきます。

決算書の1ページをお願いいたします。

町立穎田病院事業決算報告書。1、収益的収入および支出について、収入の部、第1款 病院事業収益、予算額合計といたしまして11億4,758万4千円、決算額8億8,087万3291円。支出の部、第1款 病院事業費用、予算額合計としまして10億9850万3千円。決算額としまして9億3,329万3,116円となっております。

2ページをお願いいたします。資本的収入および支出について、収入の部、第1款 資本的収入、予算額合計といたしまして1,493万2千円、決算額1,492万9千円、支出の部、第1款 資本的支出、予算額合計2,986万円、決算額570万9900円。3ページ、4ページにつきましては損益計算書を付けております。4ページをお願いいたします。4ページの下から3行になりますが、当年度純損失といたしまして5,241万9825円。前年度繰越欠損金が7,002万5,779円。当年度未処理欠損金といたしまして、1億2,244万5,604円となっております。5ページから7ページにつきましては、貸借対照表を付けております。9ページをお願いいたします。9ページから18ページにかけては収益費用明細書を付けております。中の9ページになりますが、収益的収入および支出の部、収入、病院事業収益合計といたしまして、8億8,087万3,291円。うち医業収益としまして7億5,724万1,258円。10ページをお願いいたします。医業外収益合計としまして、1億2,363万2,033円となっております。11ページをお願いいたします。支出の部です。病院事業費用合計、9億3,329万3,116円。うち医業費用といたしまして9億1,902万8,781円。15ページをお願いいたします。医業外費用合計といたしまして、197万6,556円となっております。17ページをお願いいたします。資本的収入および支出の部になります。収入の部、資本的収入合計といたしまして、1,492万9千円となっております。18ページをお願いいたします。支出の部、資本的支出の合計といたし

まして、570万9,900円となっております。19ページより23ページにかけましては、決算付属資料をお付けしております。

続きまして、17年度の飯塚市立穎田病院事業会計決算書の方をお願いいたします。1ページをお願いいたします。飯塚市立穎田病院の事業決算報告書、収益的収入および支出について、収入の部、第1款 病院事業収益、予算額合計としまして3,131万4千円。決算額が1,210万4,292円。支出の部、第1款 病院事業費用、予算額合計9,085万9千円、決算額が3,781万7,472円となっております。2ページをお願いいたします。資本的収入および支出、収入の部、第1款 資本的収入、予算額合計が3千円。決算額が0です。支出の部、第1款 資本的支出、予算額合計2千円。決算額0円です。3ページから4ページにかけましては損益計算書を付けております。4ページをお願いいたします。下から3行になりますが、当年度純損失、これは3月26日から3月31日までの市立穎田病院分となります。2,571万3,180円。前年度繰越欠損金、これは平成17年4月1日より18年の3月25日までの分、町立穎田病院の分となります。これが1億2,244万5,604円。当年度未処理欠損金といたしまして、1億4,815万8,784円となっております。7ページ、8ページにつきましては貸借対照表を、さらに9ページから13ページにつきましては、決算の付属書を付けております。

続きまして、本日お配りしております17年度飯塚市立穎田病院事業会計決算資料をお願いいたします。1ページにつきましては、決算収支総括表を、これは予算第3条、収益的収支の分となります。2ページをお願いいたします。決算収支総括表、こちらは予算第4条、資本的収支の分を付けております。3ページ、入院・外来患者数の年度別比較表、過去5年分をお付けしております。さらに2番で診療科目別外来患者数、4ページをお願いいたします。職員に関する事項および医業収益年度別比較表。5ページをお願いいたします。5ページは他会計補助金年度別比較表、医業費用年度別比較表。6ページをお願いいたします。利益剰余金、欠損金調べ。7ページにつきましては、職員の配置状況を付けております。それと最後の8ページをお願いいたします。平成17年度の検査件数調べ、それぞれCT、エコー、血液検査等、あとリハビリ件数を資料として付けております。以上で簡単ですが補足説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。暫時休憩いたします。

休 憩 11:35

再 開 11:35

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 楡井委員

監査委員の意見の冊子ですが、これの穎田病院の8ページというのがあります。これは新しい…。(「ページを教えてください。」という者あり。)だから、今言ってます町立穎田病院8ということでありまして。これがページ数がそういう意味じゃ、不親切かどうか分からんけど、打ってないんですよ。科目毎になっとなつて、町立穎田病院8ページとこうなっています。むすびのところですね。いいですか。このむすびのとこのですね、11行目じゃないかと思う。ちょうど、上からの隙間がわあ一つあるところの次で、またとこういうふう書いてあります。「また、この他会計からの補助金については、当初予算の第7条で額の議決を受けていますが、補助金の額の変更について公営企業法施行令第17条に基づく補正予算の様式をとらず1億7,188万2千円を受け入れており、不適切な処理の経理となっていました。」というご指摘があります。さらにその次の行からですね。「さらに、本年度の決算において、有形固定資産の建設仮勘定として、6,482万700円が計上されていますが、病院建設が

中断している現状から建設仮勘定として算入することは、不適切な処理であると思料します。」とこういう文章がありますが、この不適切というような言葉が、監査意見書として出てくる異例のことではないかと思うんですが、この内容について、監査委員の方から説明がまた、後ほどこれは当局からも聞きたいと思いますけど、幸い監査委員の方からの意見が聞けるということでもありますので、意見としてお聞きしたいと思います。

○ 監査事務局長

まず1点目でございますけども、また、この他会計からの補助金については、当初予算の第7条で額の議決を受けておりますけども、これが後の補正の中で補助金の額に変更がっております。それにつきましては、これに掲げておりますように、公営企業法施行令第17条に基づきます補正予算の様式というのがございます。その様式によらないで、補助金が受け入れられているということもございます。しかし、その分につきましては、資金計画、実施計画の中で補正につきましては、ピチッと謳ってありますけども、ただいま申しました施行令第17条に基づきます補正予算の様式というのが、公営企業法の中で定められておりますけども、一旦議決を受けました額につきましては、補正予算で補正をかける場合につきましては、この様式によりまして、例えば1億円の補正予算、他会計からの繰入金で議決を受けておりましたら、それに5千万円なり、5千万円の補正の補助金を他会計からの補助金を受け入れるということであれば、1億円を1億5千万円に改めるという、そういった文言の様式が採られていなかったということのくだりでございます。それと、2点目でございますけども、建設仮勘定によりまして支出ということもございますけども、この建設仮勘定といえますのは、企業会計が建物等を、設備の有形固定資産を新設または増設する場合に、この施設なりが、完成するまでの間、この建設工事の一切の収支を処理するために一時的に設けられます勘定でございます。で、よりまして、その工事等が完成いたしましたして、残りました償却費建設仮勘定残余等につきましては、本来の科目に振り替えて計上しなくてはならないということになっております。それがなされてなかったということでの指摘でございます。

○ 楡井委員

それで、はじめの方の件ですけども、補正予算の様式を採らずにということ言えば、例え話として言われた1億円と1億5千万円という数字が出されましたけど、結局1億5千万円の補正の予算様式にはなっていないということですかね。

○ 監査事務局長

地方公営企業法施行令第17条によりまして、公営企業の予算を組む場合に、まず業務の予定量からずーっといきますんですけども企業債一時借入金の限度額とか、議会の議決を受けなければ、流用することのできない経費等諸々ございます。その中で一般会計、または特別会計からの補助金というくだりがございます。これにつきましては、議会でその項目に該当する補助金等があって、それを議会で議決を受けた場合、その額、繰り入れます、他会計からの繰り入れます補助金に変更がある場合、増額なり減額含めてでございますけども、そういった場合は、補正予算の様式に今言います施行令の様式に定めがありますので、ただいま言いましたように既決予定額、既に議決を受けています既決予定額にいくらくらいを補正していくらくらいに改めるというくだりの議決を受けなくてはいけない。その様式が採られていなかったということもございますけども、この予算書の中に付けます資金計画なり予算明細書は、正規のとおり補正がされておったということもございます。

○ 楡井委員

えーっと、よく解らんでから申し訳ないんですけどね、結局その様式どおりにやられてないということは、他会計からの補助金を受け入れることができないんじゃないとですかね。それを今度は後段の方で説明されたように、きちんと遣われているということなんですか。

○ 監査事務局長

先ほどから、ちょっと、こう公営企業法が難しゅうございますなら、あれでございますけども、今言いますように施行令の中で定めております様式、ご存知かと思えます。公営企業の一番最初のページですね、一番最初のページに出てきます様式というのは、施行令の中で定めがございます。今言いますように他会計からの補助金、繰入金等がある場合は、既決予定額をいくらをいくらに改めるというくだりを入れなくてはならないんですけども、それがなされていなかったと。ただし、それ以後に付いてます資金計画、予算の明細については、その額は補正されたところで、謳ってありますので、予算の執行効力には、何も影響はないところでございます。ただ、様式的にそういった様式の形式が採られてなかったという指摘でございます。

○ 楡井委員

専門家じゃないんで、素人で申し訳ないんですけどね。単純に考えたらね、その正規のルートで、お金か入ってきていないのに、不正常なルートで入ったお金を遣ったと、こういう理屈にならないですかねえ。と私は、そんなふうに今、理解、そうでしょ、様式ちゅうのは、もう事務手続き、やっぱり行政の命でしょ。これがぐちゃぐちゃになるとどげなるかわからんということになるわけで、この様式をきちんと踏んどかないかん、特にお金の出し入れの問題で言えば。にもかかわらずそのあと使い方は正しかったと。入ってくるのは正規じゃなかったけど使い方は正しかったという今説明受けた範囲では聞こえるんですけども、まあ、いいです。後ほどやりましょう。まだちょっと条例の施行令の17条とかいうのを昨日大分探したんやけどとうとう昨日見つけきらなかったんてね。7条の方は何とか分かりましたけれども。また勉強させていただきたい。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

監査委員に対する質疑を終結いたします。ここで暫時休憩いたします。

休 憩 11:46

再 開 13:00

委員会を再開いたします。全般にわたっての質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 城島委員

潁田病院の土地の広さはどのくらいあるとですか。

○ 病院局事務長補佐

ただいまのご質問ですが、敷地面積としましては1万2,995平方メートルでございます。

○ 楡井委員

監査委員のこの冊子の方で質問させていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。この中のいろんな資料を見させていただきましたけど、平成13年度までは黒字なんですけれども、平成14年から赤字決算というふうになっている原因について教えてください。

○ 病院局事務長補佐

お答えいたします。平成14年4月につきましては、診療報酬の改定が行われており、マイナスの2.7%の改定が行われております。および患者数が平成13年度に比べて入院患者数が800人、外来患者数が7千人減少していることが主な原因であります。それ以降につきましては、医師の確保が年々困難になってきており、診療科目の減少、それに伴い患者数の減少が主な要因となっております。それと収益につきましても概ね比例して減収となっております。

○ 楡井委員

平成14年の診療報酬の改定というのが1つ言われました。もう1つは医師の不足ということが言われましたけど、医師の不足とばかりには言えないんじゃないかというのが資料でわかるんですが、今日いただきました決算の資料ですね、これの3ページに、入院・外来患者数の年度別比較表、それから5ページになるんですかね、5ページに、5ページですかね、5ページ

だと思えますけども、職員の数といたしますか、医者の数が書いてあると思えますが、どこだったけな、職員に関する事項ですから4ページ一番上、3ですね、ここに書いてあります。これによると医者の数、13年9、14年9、それから15年、16年、17年、7、7、5とこう下がってきてますけど、患者数の方とこのことと比べて見た場合、各年度ごとに前年比でほしい90%から95%の減り方なんです、前年比で。そういう数字が出てきておると思えます。したがって9人のときもほしいこの90%、5人になっても90%ぐらい、一番最後なんかは逆に5人になったにもかかわらず、95%に、前の年よりも患者さんの数が多いという数字になっているんですね。したがって医師不足ということだけ、診療報酬のこと言われましたけど、医師不足ということだけが患者数の減数ということは言えないんじゃないか、そういうような評価だけでは正しい評価ができないんじゃないかというふうに思います。

次に、その中でも平成16年度、これが非常に赤字が多い年度になってます。1億4,320万、約ですが。ということになって、それまで持っていた財産、黒字も食い潰して、逆に7千万円ぐらいの赤字になったということになってますので、この原因についてはどういうことなのかを教えてくださいたいと思います。

○ 病院局事務長補佐

平成16年4月におきまして診療報酬改定がマイナス1%ですけども、行われております。それとこの年に特別損失といたしまして5,300万円等が上げておりますので、その分が主なものであります。

○ 楡井委員

平成14年、そして平成16年診療報酬が切り下げられたということですが、14年と16年それぞれいくら、金額的にいくらになりますか。

私は、これは1回聞いたんじゃないかと思えますけど、3.16ということで今度新しく改定になりましたよね。そのときの数字として3千万円というふうな数字を聞いたことがあるんですけど、ほしいこの病院決算がほしい1億4,5千万円じゃなかったかと思うんですけど、そういうことになると、そういう3千万円、1%で1千万円前後かというふうに思われますが、そういうおおざっぱな計算が成り立ちますか。

○ 病院局事務長補佐

今、委員の方が申されましたように1%につき1千万円というふうなこともございますが、患者数の減少といたしますか、そういう数にもよりますので一概に診療報酬改定だけによるものとは言えません。

○ 楡井委員

そうすると給与費のことで少しお聞きしたいんですけど、平成15年度と平成16年度を比べた場合、平成16年度が随分高くなっている。それまで通常よりは3.5から4前後なんですけど、このときに限っては6.74という形で大きく跳ね上がってます。この原因は何ですか。

○ 病院局事務長補佐

給与費の6.74%の増の原因としまして医療収益の減少に対して給与費が増えていることによるものと思われます。なお、平成16年度は非常勤医師が増えたことも理由の一つとなっております。

○ 楡井委員

お医者さんが減ったとき、診療が減るというふうに言われて、今度はお医者さんが増えたら給与が増える、これはまあ当然ですけど、収入も比較的並行的に上がっていかないのかなというふうに思うんですけどね。まあそれはいいです。

次に、累積赤字が1億4,800万円ありますね。この処理はどうなったんでしょうか。

○ 病院局事務長補佐

累積赤字1億4,800万円につきましては、新市の方に引き継いでおります。

○ 楡井委員

これは今度無償譲渡ということになりますよね。その場合この負債といいますか、赤字分と一緒に持っていっただけですかね。

○ 病院局事務長補佐

飯塚市の方で議決を得ないと持ち越しというふうな話にはなりません。ですからその辺は議会の方でも・・・。

○ 病院局事務長

この赤字分につきましては、飯塚市がこれは例えばの話ですけど、今の飯塚市の方針としまして20年の4月に民間の方へ譲渡するというようになっておりますが、飯塚市の赤字分につきましては、飯塚市で処理をしなければならないということでございます。

○ 楡井委員

結局譲渡先には、無償譲渡先にはこの借金分、赤字分は引き継がないということなんです。じゃあ次に給与費比率というやつについて、少しお聞きします。給与費比率が平成13年の65.42から17年では76.56と11.44上がってます。16年と17年と比べただけでも2.5ぐらい増加しております。それに比べて医療収入というものについては、平成13年度と平成17年度では、平成13年度を100とした場合、74.8にまで、4分の1がですね、減少していることとなります。16年と17年を比べても7.5%減少している。それから今一つは職員数かどうかというふうに見た場合、平成13年度と17年度を比べた場合、マイナス10人、職員が少なくなっています。それから16年と17年を比べた場合でも職員数が5人減ってます。そこで質問ですが、医療収入に対して、また職員数に比べて給与費比率の上昇と、これは一貫して上がってきてますので、これはどういう原因が考えられるのか、2つ目の質問は公務員賃金というのは全体として切り下げという状況になっていると思います。したがって、この職員の給与比率が上がっていくという、この潁田病院のやつは、こういう傾向はちょっと理解がいきません。さらに給与費比率の中にはパートや臨時職員などの賃金は含まれているのかいないのか、一般会計の方ではこのパート、臨時職員等の賃金は賃金という項目であって、物件費という名前になってて、これは給与の中には含まれてないんです。潁田病院ではどうでしょうか。以上3点。

○ 病院局事務長補佐

お答えいたします。まず給与費比率につきまして、算式といたしまして給与費割るの医療収益というふうになっております。それで1つ目の質問ですが、これは分母にあたります医業収益の下がり幅に対し給与費の下がり幅が小さいため、収益に対する給与費比率が上昇しているというふうに思われます。2点目ですが、収益の下がり幅と給与費の下がり幅が比例していないために、このような現象が起きていると思われます。3点目ですが、臨時職員等の賃金もこれに含まれております。

○ 楡井委員

潁田病院では、パート、臨時職員等の、いわゆる一般会計でいう物件費も給与の中に入っているということでありませぬ。

次に、患者数と医業収益この推移を見た場合、平成13年、患者数それから収益とも100というふうに見た場合、患者数では平成14年、15年、16年、17年と年度を追うように91.4、82.9、74.5、71.1というふうに低下しています。さらに収益の方でも95.5、86.7、80.9、74.8というふうに低下をやっていってます。低下傾向は依然としてずっと同じなんですけども、下がり幅といいますか、患者数と収益の間に突然平成16年を見た場合、非常に高い数字が出てきています。14年、15年、17年というのはだいたい3.6から4.1までの間ですが、平成16年は6.4という他の月の倍もの差が出てきています。これがひとつ何だろうかなと思うんです。この平成16年の患者数と収益

のバランスが非常に、収益の差が大きい、この原因について教えてください。

○ 病院局事務長補佐

平成16年4月より従来、病棟が一般病床だけでしたので、4月より療養病床を導入しております。そのことにより長期に入院してある患者様が、一般病床におられた患者様を療養病棟に移し、そのため単価の方が若干上がっております。ですからこの年度におきましては、他の年度と比較して患者数と収益との比率差が生じております。

○ 楡井委員

ちょっと確認しますが、今一般病棟にいた人が療養病棟の方に移したということで、単価が上がったというふうに言われましたね。それで単価が上がったんなら収益も上がるんじゃないですか。収益が上がったんなら私が先ほど言いました数字と逆になるんですけど、そこどうなんですか。単価が上がったら収益が増えませんか。

○ 病院局事務長補佐

16年度につきましては、今委員がおっしゃいましたような数字、13年度から述べられておりますが、前年度15年度に比べまして16年度につきましては下がり幅が低くなってるのかなというふうに思っておりますけど、そのために収益の方が本来ですともう少し少なく、比率から比例していきますと収益の方が少なくなるわけですが、療養病床を入れたことにより単価が若干上がってその方の分が収益が、まあ患者数は少ないんですけど収益が少し上がったというふうなことだと思います。

○ 楡井委員

先ほど言いましたように、患者数は13年を100とした場合、平成16年は74.5なんですよね。そして収益の方は若干上がったのではないかとおっしゃいましたが、13年を100にした場合80.9なんです。これを患者数と収益の比率を計算した場合、14年は4.1しか差がない、15年は3.8しか差がない、17年度は3.6しか差がないのに収益が上がったというふうに言われている平成16年度は6.4もの差が、大きいんですよ。だから収益が上がったというふうに言われるなら、この4.1、3.8、3.6というようなやつが、例えば3.2とか3.0というような形になるのが正常じゃないかというふうに思うんです。それが逆に収益が上がったにもかかわらず、患者数との差が開いているというのが解せないわけです。

○ 委員長

質疑がちょっと分かりにくかったんじゃないですかね。暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

委員会を再開いたします。

○ 楡井委員

休憩中に言ったような状況なのに数字が分からないということで言えば、私が今示したような数字が日常内部で検討されていないじゃないかという事の証明じゃないかと思うんですね。今なんで私が16年にこだわるかという、初めの方でずっと言ってきましたね、何で16年だけこれだけ赤字が多いのか、16年でコロッと黒字から赤字に転化してるじゃないかとかいうふうに言いました。この16年というのが、そういう意味では非常に特徴的なんです。いろんな面から見て、この数字、私も穎田病院の数字見るのは全く初めてですから分かりませんが、私が今見た範囲で言えばこの16年というのが、最近の病院経営していくうえでの大きなポイントになってるんじゃないか、この数字をきちんと分析して方向性を見つけていかんと、20年からは譲渡ということになってますから、もう努力しても一緒かなというふうには思うんですけども、しかしそういうわけにはいかんというふうに思うんですね。ですからこの16年という時の数字がですね、大きくマイナスに転化した、赤字に転化した1つの原因じゃ

ないかと思うんです。ですから皆さん方私たちも含めてですけど、議会なり日常的にこういう数字を拾うわけですから、この数字が何を表してるかということは、常々考えていただかなきゃならん。その数字の中にいろんな動きが出てくるわけですから、改善の方向もこの数字の中から出てくるというふうに思うんですね、その事をきちんと指摘しておきたいというふうに思います。

次に続けていかせていただきます。窓口患者未収金の関係です。外来分の未収金が24万7,870円というふうに出てます。これは以前の年度の分比べて非常に大きいです。この原因はどういうことだろうかというふうに思いますし、24万7,870円というのは、全部の未収金の32%にもあたる大きなものですので、これがどういう原因なのかを説明していただきたい。

それから、その関係から見て不納欠損というのがあるんじゃないかなと思います。病院会計に不納欠損という項目があるかどうかよく分からないんですが、そういう数字が資料には出てきておりませんので、12年度分以前に一般会計の中では不納欠損というのが5年間を過ぎれば出てきますので、この病院会計にはないんだらうかということがあります。それから差額室料というのがありまして、ここに未収金が4万2,000円あります。13年と15年でしたか、2年間の分で合計4万2,000円ありますが、この内容についても教えていただきたい。

○ 病院局事務長補佐

1点目ですが、17年度外来分が24万7,870円と非常に多いということですが、17年度の3月31日時点での未収金というふうになっておりますので、近隣の福祉施設等、潁田病院の近くに2ヵ所ございますけども、そちらの患者様の負担金が翌月の入金というふうに病院とそちらの方で話をしておりますので、その分が3月31日時点では未収金に含まれているということで年度は大きくなっております。2点目ですが、不納欠損につきましては平成17年度分についてはございません。平成12年度以前の分の不納欠損は行っております。3点目ですが、室料差額の未納金につきましては、平成13年度が1名分1日あたり2,100円ということで14日分で2万9,400円、平成15年度も1名分、この方につきましては6日分で1万2,600円であります。なお、退院時およびその後文書での督促を行っておりますが、その後徹底した滞納整理を行っていなかったために、このような未収金というように残っております。

○ 楡井委員

今の3点でちょっと関連してもう一度お聞きしときます。24万7,870円という金額は、近隣お福祉施設から1月遅れで入ってくるということであれば解決するというふうにご答弁でした。これは4月に入ってくる金額がいくらなのか。それから不納欠損の関係であれば平成12年度分の滞納分を処理したと、不納欠損が出てますということでしたから、この金額はいくらなのか。そして18年度の決算とかいうときに、またそれがいくらくらいになるのかご答弁願います。

○ 病院局事務長補佐

4月に入金となった額は、約15万円ほどです。2点目の不納欠損金につきましては、1,228万7,779円というふうになっております。

○ 楡井委員

そうすると未収金の分は、15万円入ったにしてもまだ9万円くらい残る状況で、だいたい9万円前後がずっと毎年残ってきているということになりますので、これは次々と不納欠損という形になっていくんじゃないかと思いましたが、ちょっと私の聞き違いかと思いますが、1,220万円と言われましたかね、12年度の不納欠損分は。

○ 病院局事務長補佐

平成12年度分以前といたしまして、1,228万7,779円となっております。

○ 楡井委員

結局今まで不納欠損として落とした総額がという意味ですかね、はい。それでは最後の質問になると思いますが、これは先ほど監査委員の方に聞いて説明は受けましたけど、この事が指摘されてから、この監査委員から指摘されるまでこの不適切な状態というふうに言われていることについて事務当局の方は気付きませんでしたか。

○ 病院局事務長

今質問されておりますのは、先ほど監査委員の方に質問された件だと思いますけど、この件につきましては監査と打ち合わせる中で、旧颯田町におきまして当初予算では一般会計からの補助金として第7条になりますけれども予算を計上しておいて、補正では計上されてなかったということについてはお聞きしております。

○ 楡井委員

私たちにこの文書を提出される以前に何度も質疑があったり、お金の流れの関係で質疑があったり、こういう問題点があったりという形で監査委員の人たちと打ち合わせをされていると思うんですね。にもかかわらず、こういうふうな書き方をされるという状況が正常じゃない、ここに不適切と書いてありますけど、私は正常じゃない、病院運営のことが、正常じゃないということになるんじゃないかと思うんですね、その点どうですか。

○ 病院局事務長

これは決算でありまして、確かに今言われますように17年度の予算の中で補正で一般会計から補助金の額は予算額としては計上されておりますけど、一般会計から補助金としての項目で計上されてなかったということにつきましては、確かに不適切な事務処理であったというふうには認識しておりますけども、すでに旧颯田町におきましても予算議決されているものですから、訂正が出来ないというかたちのなかで、この指摘については私ども真摯に受け止めまして、今後新市の中では一切このようなことがないように適正な事務処理をしていかななくてはならないというような思いでおります。

○ 楡井委員

これも制度上のことなもので、私もここまでは勉強しておりませんのでよく分かりませんが、今回問題になっておる庄内でのあれと似たところがあるんじゃないかと思うんですね。こういうことが行政の側からキチンと提起されて、それを議会の方も手を尽くしていくというようなことがなされないというのは、非常におかしな話だと思うんですね。ですから、気がついた時点ですぐに訂正するというような努力もしなければならぬんじゃないかと指摘をしたいと思いますし、今事務長も言われたように今後はということがありますので、ひとつ慎重に事務を処理していただきたいというふうに思います。質問は以上で終わります。

○ 城島委員

固定資産の分の、有形固定資産の土地の1, 352万981円と、これは取得時の金額だと思うんですね。今時価を聞いてみたら約、坪で10万円すると、4千坪あるから約4億円の資産価値があるんだと。すると残りの分の3億7千万円近くが含み益という理解でいいですかね。

○ 病院局事務長

今委員が言われるとおりでありまして、ここに上げておりますのはあくまでも当初の昭和42年当時の土地の価値だというふうに思っておりますので、現在の4億何千万という差につきましては今言われるとおりだと思います。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

今何点か質疑をしてきましたけど、病院の経営の数字をやっぱり正確に評価していないというふうに私思います。もっと数字に対して厳密な態度、それから真摯な態度、さらにはこの中から住民の暮らしをどう見るかということをよくこの数字の中から見たいかなきゃならんというふうに思うんですね。本会議の中でももう少し詳しくは討論を展開したいと思えますけど、以上をもちまして11号、12号に関連しての態度表明としては認定不同意というふうにさせていただきます。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「認定第11号 平成17年度 穎田町立 穎田病院事業会計決算の認定について」認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に「認定第12号 平成17年度 飯塚市立 穎田病院事業会計決算の認定について」認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり執行部から6件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市戦没者追悼式の実施について」報告を求めます。

○ 社会障がい者福祉課長

ご報告いたします。私の方からは3件ございます。1点目ですが、戦没者追悼式の実施ということでございます。

先にご案内をいたしておりますが、飯塚市出身の戦没者等の霊を慰めるということで10月6日(金)、午後1時受付をいたしまして、2時より場所はコスモスコモンの中ホールということでいたします。式典の方式につきましては、献花方式ということでございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「みんなの健康・福祉のつどい2006の開催について」報告を求めます。

○ 社会・障がい者福祉課長

2点目でございます。みんなの健康・福祉のつどい2006ということでございます。

これも10月15日(日)に、場所につきましては合併に伴いますところの飯塚、穂波を合同いたしましてイイヅカコスモスコモン、筑穂町につきましては福祉総合センター、庄内は総合センターハーモニー、穎田につきましては穎田病院の4会場で同時に開催し、4会場を結ぶ無料巡回バスを運行する予定でございます。なお資料については別紙のとおりでございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「飯塚市障がい者福祉計画策定状況について」報告を求めます。

○ 社会・障がい者福祉課長

3点目でございますが、障がい者福祉計画の中間報告ということでございますが、18年度から施行されております障害者自立支援法に基づきまして、本市では各障害福祉サービスをはじめ必須事業であります地域生活支援事業の提供等の必要量を見込み、あるいはまた各項に向けた方策等を現在策定中でございます。なおその経過につきましては、別紙のとおりでございます。またこの計画に向けました基礎資料ということで6月には実態調査をいたしております。以上よろしく願いいたします。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」報告を求めます。

○ 健康増進課長

健康増進課職員によります公用車の交通事故についてご報告いたします。詳細につきましては、追加議案書46ページから50ページまでに専決処分報告として掲載いたしております。本件事故は、8月29日午前11時30分頃、健康増進課飯塚保健センター職員が、鯉田地区を巡回中、市道椎ノ木・子ベケ崎線において公用車を路肩に停車して、運転席ドアを開けた際に、後方から走行してきた相手方車両と接触し、双方の車両が損傷したものでございます。損害の状況は、双方に人身傷害はなく、車両損傷のみでございます。双方の損害の程度ですが、公用車は、運転席側ドアおよび右フロントフェンダー。相手側は、フロントバンパー、左フロントフェンダーおよび左ヘッドライト等の修理が必要でございました。

事故の原因につきましては、市職員側が車を降りる際に後方からの車の有無を確認せずに、ドアを急に開けたことが原因で、過失割合は市側が100%ということでございます。

相手方に対する損害賠償金 22万3,959円および公用車の修理代6万5,877円につきましては、全額、社団法人全国市有物件災害共済会から支払われることとなっております。

職員の交通事故防止につきましては、機会あるごとに安全運転を心がけるよう注意を行っておりましたが、今回の事故が発生しましたことを教訓といたしまして、当該職員はもとより、他の職員に対しましても安全運転の徹底を心がけるよう指導を行っていきたいというふうに思っております。以上簡単ではございますが報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「次世代育成支援対策行動計画の統合一本化について」報告を求めます。

○ 児童育成課長

次世代育成支援対策行動計画の統合一本化につきましてご報告いたします。

ご存知のとおり、少子高齢化時代を迎えまして平成17年の国の合計特殊出生率が1.25と発表されておまして、年々少子化傾向が続いております。こういった少子化の流れを食い止めるための施策といたしまして、次世代育成支援対策推進法が平成15年7月に制定されまして、この法律に基づきまして市町村行動計画が1市4町それぞれが16年度末までに策定されております。

今回の1市4町の合併に伴いまして、改めてこの行動計画、5冊ございますが、これを一本に統一化するために関係部課長調整会議ならびに次世代育成施策推進委員会を設置いたしております。

ます。

推進委員会につきましては委員20名により、8月1日に初回の会議を開催した中で概要説明を行っておりまして、現在は関係課からの施策調査の資料によりまず情報収集を行って、今後計画策定に向けた委員会での審議をお願いしているところでございます。策定スケジュールといたしましては12月に計画骨子案を作成し、1月に計画原案、そして計画の策定完了は来年3月末を考えております。

基本的には、平成21年度がこの行動計画の見直し時期でもございますので、今回は計画書を統合することを主眼とした策定ということでございます。

なお、これと併せまして専門部会を設置いたしまして、今後の保育所のあり方等について審議をしていただくようにいたしております。

資料につきまして添付しておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上、次世代育成支援対策行動計画統合策定の報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○ 松本委員

1つだけお尋ねします。各4町の次世代の計画がありますよね。そういったものとうちの計画、5つ並べてこれのいいところをとってどうのこうのということをされるんだろうと思いますが、それは委員会には示していただけるんですかね。私どもは、こういうのがあってますけれども、どこで何があって、もう出来上がったものを見せていただいても、なかなか分かりづらいんです。それは中間報告というか、委員会にはどういう示し方をされるのかだけお尋ねしたい。

○ 児童育成課長

この次世代の行動計画につきましては、基本的に、前の2市8町のときに同じ業者、プロパー方式ということで、1つの業者に全部を委託しております。それで、基本的な流れというか、項目とかいうものは大体各1市4町とも統一化されております。統一についてはある程度寄せやすいというか、事業ごとに同じような形で作っておりますので、12月の議会なりの時点ではその中途での経過報告を出したいというふうには考えております。

○ 松本委員

同じ業者さんでどこも切っても同じ金太郎飴みたいなことなのかもしれませんが、やはり委員会に示しをいただかないと、できたものだけを示されてもなかなか分かりづらい部分がありますので、そここのところの示し方はぜひ示していただきたい。でないとこの事業もこれからどんなふうに移して行くのかというのが大切になってきますので、そここのところはお願いをしておきたいというふうに思います。

○ 委員長

ほかに質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「生活保護費着服事件について」報告を求めます。

○ 保護1課長

生活保護費着服事件の報告について、説明をさせていただきます。

事件は、保護1課元職員が、生活保護費を平成14年10月から平成18年5月にかけて、保護の廃止月を遅らせるなどして、13世帯73件、合計744万2,376円を着服し、住宅ローンや消費者金融への返済に充てたものであります。

なお、着服金額相当額は親族により、全額弁済されております。また元職員については、懲戒免職処分に、関係職員8名についても懲戒処分がなされております。

事件の経緯といたしまして、平成18年3月の人事異動により担当者が変更となりました。後任者が入院中の被保護者の入院状況調査と金銭出納調査を行いました。病院の担当者が不在で十分な調査が出来なかったため、書類の送付を依頼しておりました。生活扶助費の入金状況等を確認すると、毎月の生活扶助費の入金がなされていないなど不審な点があったため、本人からの事情聴取を行い、着服の事実確認をしたものであります。その後、福祉事務所において調査体制を整えまして、速やかに元職員への事情聴取および担当ケースの全件調査を行いました。調査の内容は、関係帳簿といたしましてケースファイル、生活保護支給明細書、査察指導簿等を。調査項目としてケース記録と決定調書の突合、支払履歴と生活保護支給明細書の突合、生活保護支給明細書の廃止時期前後の印影確認等の点検調査を調査した結果、廃止・停止事由が発生したにもかかわらず、決裁を受けずに生活保護費の支出を継続させ、本人に成り代わり保護費を受領する等の手法で、生活保護費を着服したものであります。

今後の対応策といたしまして、次のような改善措置を講じております。1. 電算システムのセキュリティ対策を実施しております。2. 査察指導員によるケースワーカーへの指示事項の確実な実施。3番目としまして不正対応マニュアルの作成など、今後はかかることのないよう、責任の重大性を再認識いたしまして、生活保護業務の適正化に向けまして、所員一丸となって職務の遂行に最善を尽くして、取り組んで参る所存でございます。以上、簡単ではございますが、今回の事件の概要等についての報告を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

これをもちまして、厚生委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。